

メディアを利用して行う授業に係る定め

令和2年4月1日

学長裁定

(目的)

第1条 この裁定は、青森大学学則第11条第5項に規定される、メディアを利用して行う授業（以下、「遠隔授業」という。）を、対面で実施する通常の授業等の一部として実施することができることを定める。また、感染症の蔓延や特別な災害時等においては、遠隔授業を対面で実施する通常の授業等に置き換えることができることを定める。また、新型コロナウイルスの蔓延への対応として、文部科学省の「大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）」（3文科高第9号令和3年4月2日）等に基づき遠隔授業を実施していることから、本学の遠隔授業の実施に当たっては、教育研究の質保証の観点から、遠隔授業の方法及び内容等に係る質保証について定める。

(遠隔授業の実施に係る質保証について)

第2条 遠隔授業の実施について、取り扱いを教育研究の質保証の観点に基づき、次のとおりとする。

- (1) 対面で実施する通常の授業等の一部として実施することができる。
- (2) 感染症の蔓延や特別な災害時等においては、本来対面で実施する予定の授業科目について、遠隔授業を対面で実施する通常の授業等に置き換えることができる。
- (3) 遠隔授業の授業方法及び内容等については、青森大学質保証タスクフォース規程および関連規程等に規定される教育の質保証に基づき実施するものとする。
- (4) 出席、レポートや提出物、双方向性の確認などについて、学生の教員に対する質問の機会を確保するなど、担当教員は責任をもって遠隔授業を実施すること。
- (5) 学生や教員からのフィードバック等に鑑み、授業方法、内容、資料等に関して改善していくこと。
- (6) 遠隔授業の実施に関して、FD・SDなどを実施し教職員の遠隔授業展開の資質の向上を図ること。
- (7) 遠隔授業の実施に際して、システムダウンなどの危機の問題が起こらないよう事前の計画及び対策を行うこと。
- (8) 遠隔授業の実施に関係する各委員会等は遠隔授業の質保証の観点から必要なすり合わせを行い、遠隔授業のスムーズな実施をサポートすること。

- (9) 上記の配慮を加えた授業科目について、遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われるものは、対面で実施する授業科目として取り扱うことができる。

(その他)

第3条 その他の事項については、別途定めることができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月26日から改正し、施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月21日から改正し、施行する。